

## 交付図書の訂正について

令和4年12月19日付けで入札公告を行った「東北自動車道 栗原インターチェンジ工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和5年1月16日

契約責任者

東日本高速道路株式会社  
東北支社長 田仲 博幸

### 【訂正内容】

- ・特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

東北自動車道  
栗原インターチェンジ工事  
交付図書正誤表

令和 5年 1月

東日本高速道路株式会社 東北支社  
仙台工事事務所

対象	誤	正	備考																
特記仕様書 26-33 割掛対象表の項目 に示す工事の内容 【仮設備工事費】	<p><b>【仮設備工事費】</b></p> <table border="1" data-bbox="358 199 1120 295"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足場工事 A</td> <td>ボックスカルバートの施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>足場工事 B</td> <td>Eランプ橋（下部工）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>足場工事 C</td> <td>後沢橋（下部工）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2.7. 補足事項</b></p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について            以下に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。            受注者は、監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 光通信ケーブル等の試掘及び仮切廻し及び復旧の追加            (2) 伐採工及び処分工の追加</p> <p>2.7-2 監督員詰所            受注者は、着工後直ちに監督員に設置場所の確認を得た上での監督員詰所を設置するものとする。これに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>2.7-3 工事記録の作成及び提出について            (1) 共通仕様書1-5-1-2「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、平成18年10月版とする。            (2) 受注者は、工事記録収集システムヘデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-13）」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。            (3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。</p> <p>2.7-4 無線電話等の使用            受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。</p> <p>2.7-5 緊急時の協力業務            工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、以下に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報            (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起            (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p> <p>2.7-6 有料道路料金費に関する事項            有料道路料金費とは、ETC (Electronic Toll Collection System) が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。            監督員が必要と認めて有料道路通行区間の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。            また、通行料金体系が見直しとなった場合に発生する増加費用についても監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>2.7-7 ICT土工の活用について            本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する提案ができる工事である。            受注者は、契約後、施工契約書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。            なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。</p>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	足場工事 A	ボックスカルバートの施工に必要な足場工に要する費用をいう。	足場工事 B	Eランプ橋（下部工）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	足場工事 C	後沢橋（下部工）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	<p><b>【仮設備工事費】</b></p> <table border="1" data-bbox="1249 199 2011 295"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足場工事 A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>足場工事 B</td> <td>橋梁および一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>足場工事 C</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2.7. 補足事項</b></p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について            以下に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性がある。            受注者は、監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員が指示した場合、速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 光通信ケーブル等の試掘及び仮切廻し及び復旧の追加            (2) 伐採工及び処分工の追加</p> <p>2.7-2 監督員詰所            受注者は、着工後直ちに監督員に設置場所の確認を得た上での監督員詰所を設置するものとする。これに要する費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>2.7-3 工事記録の作成及び提出について            (1) 共通仕様書1-5-1-2「工事記録情報」に規定する工事記録作成要領は、平成18年10月版とする。            (2) 受注者は、工事記録収集システムヘデータ入力完了後、「工事記録情報 完了届（様式-13）」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。            (3) 工事記録収集システムに関する問合せは、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。</p> <p>2.7-4 無線電話等の使用            受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。</p> <p>2.7-5 緊急時の協力業務            工事関係者が、高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中などに、交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自ら安全が確保でき、かつ可能な範囲で、以下に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1) 非常電話、無線などによる道路管制センターへの通報            (2) 発煙筒、旗、ラバコーン等による後続車両等への注意喚起            (3) 負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p> <p>2.7-6 有料道路料金費に関する事項            有料道路料金費とは、ETC (Electronic Toll Collection System) が整備されているインターチェンジ等をETC無線通信により走行するために要する通行料金をいう。            監督員が必要と認めて有料道路通行区間の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。            また、通行料金体系が見直しとなった場合に発生する増加費用についても監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>2.7-7 ICT土工の活用について            本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からICT土工に関する提案ができる工事である。            受注者は、契約後、施工契約書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。            なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。</p>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	足場工事 A		足場工事 B	橋梁および一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	足場工事 C		訂正
割掛対象表の項目名称	工事の内容																		
足場工事 A	ボックスカルバートの施工に必要な足場工に要する費用をいう。																		
足場工事 B	Eランプ橋（下部工）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。																		
足場工事 C	後沢橋（下部工）の施工に必要な足場工に要する費用をいう。																		
割掛対象表の項目名称	工事の内容																		
足場工事 A																			
足場工事 B	橋梁および一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。																		
足場工事 C																			